

# 11月は「ねんきん2月間」です

「ねんきん月間」は公的年金の意義や役割を正しく認識し、年金制度への意識を高めることを目的としています。これを機に今一度自分の年金記録や年金番号の確認などをお願いします。

## 基礎年金番号はひとつ

国民年金や厚生年金等の公的年金は、個人ごとの番号で納付履歴や加入歴が管理されています。この番号を「基礎年金番号」といいます。

社会保険庁では現在、基礎年金番号以外の年金手帳番号をお持ちの方の確認・統合作業を行っています。年金手帳を複数お持ちの方や氏名が変更されている方で、まだ統合の手続がお済みでない方は社会保険事務所まで確認してください。

## 60歳になられた方は

社会保険事務所では、年金を受けられる権利(受給権)がある方で、過去に厚生年金

に1年以上加入していた方に60歳の誕生日の約3ヶ月前に「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」を送付しています。

給付裁定請求書が届いたら、年金加入期間を今一度確認してください。また、給付裁定請求書に記載されている年金加入期間の相違や記載されている記録以外に加入歴がある方は、誕生日までの早い時期に社会保険事務所へ問い合わせください。なお、給付裁定請求書の提出は誕生日以降となっておりませんので、間違いのないよう提出ください。

## 社会保険料控除証明書が送付されます

1月1日から10月1日までの間に、国民年金保険料を納付された方には、11月の下旬頃に控除証明書が送付されます。これは年末調整や確定申告をする際に必要な書類となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。(10月2日から12月31日まで

の間に保険料を納付した分の控除証明書は、翌年の2月に送付されます)

詳しくは、控除証明書専用ダイヤル0570(00)9911番(平日9時～17時、11月1日から3月14日の期間)まで問い合わせください。

## 北見社会保険事務所からのお知らせ

北見社会保険事務所では、これまで年金記録の照会や相談のため、平日の時間延長や土日の休日に窓口を開設し、対応してきましたが、年金記録の相談時に使用するオンラインシステムの手直しのため、年金相談の受付時間をしばらくの間、次のように変更いたします。なお、変更しやすのでお知らせします。

平日の来訪・電話相談  
8時30分～17時15分(月曜日は19時まで※月曜日が休日の場合は翌火曜日)  
第2土曜日の来訪・電話相談  
9時30分～16時  
※その他の土日祝日は実施していません。

北見社会保険事務所

☎0157(25)9634番

市民課国民年金係

☎(24)2111内線230・228番

# みんなの防災

## 防災メモ① 自助・共助

### 災害発生!!

「災害はひとごと」と思っていないですか?

災害は、いつでもどこにやってくるかわかりません。

豪雨や大地震などの自然現象は、人間の力では食い止めることはできませんが、災害による被害は、日ごろの努力によって減らすことができます。

行政による「公助」はもちろんですが、「自助」「共助」こそが、災害による被害を少なくするための大きな力となります。



### ◇自助・・・自分の安全は自分で守る

洪水の時に家から避難したり、地震の時に倒れてくる家具から身を守ることができるのは、基本的に自分自身です。

普段からできることは、

- ・停電に備えて、懐中電灯や携帯ラジオなどを用意しておく。
- ・自宅や勤務先などでの避難場所を確認しておく。
- ・断水に備えて、飲料水などを確保する。
- ・非常持出品を確認して準備する。

などです。あらかじめ準備しておきましょう。

### ◇共助・・・地域や身近にいる人同士が助け合う

自分一人ではできないことでも、お互いの協力によりできることがたくさんあります。

お互いに協力し助け合う気持ちが、災害に強いまちづくりの第一歩となります。

日ごろから、「自分でできること」、「家族でできること」、「地域でできること」などについて考えておくことが大切です。

「みんなの防災」は、毎月掲載で紹介していきます。

☎ 庶務課庶務係

☎(24)2111内線207・401番